

第二百二十二号議案

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
東京消防庁の設置等に関する条例（昭和三十八年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。  
別表東京消防庁国分寺消防署の項位置の欄を次のように改める。

国分寺市泉町二丁目二番三号

附 則

この条例は、令和五年二月十六日から施行する。

（提案理由）

東京消防庁国分寺消防署の位置を改める必要がある。